

神奈川県義肢装具士養成所指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県を所在地とする義肢装具士養成所（以下「養成所」という。）について、義肢装具士学校養成所指定規則（昭和63年文部省・厚生省令第3号。以下「指定規則」という。）に定めるもののほか、指定の手続きその他必要な事項を定める。

(設置計画書等の提出)

第2条 養成所について、神奈川県知事（以下「知事」という。）の指定を受けようとするとき又は学生の定員を増加しようとするときは、その設置者は、授業を開始しようとする日（学生の定員を増加しようとする場合は変更を予定する日）の1年前までに、次に掲げる事項を記載した養成所設置計画書（様式1）（学生の定員を増加しようとする場合は定員変更計画書（様式3））に関係書類を整え添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 趣意書
- (2) 設置者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- (3) 養成所の名称
- (4) 位置
- (5) 設置予定年月日（定員の変更にあっては、変更予定年月日）
- (6) 入所予定定員（定員の変更にあっては、現在の定員及び変更予定定員）
- (7) 長の氏名及び履歴
- (8) 収支予算及び向こう2年間の財政計画

(一般的事項)

第3条 一般的事項として次の事項を定める。

- (1) 指定規則第2条第1項の指定の申請書（様式2）は、遅くとも授業を開始しようとする日の6か月前までに、知事に関係書類を整え添付して提出すること。
- (2) 指定規則第3条第1項の変更の承認申請書（様式4又は様式5）は、遅くとも変更を行おうとする日の3か月前までに、知事に関係書類を整え添付して提出すること。
- (3) 養成所の設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。
- (4) 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。
- (5) 養成所の経理が他と明確に区分されていること。
- (6) 敷地及び校舎は、養成所が所有するものが望ましく、かつ、その位置及び環

境は教育上適切であること。

(7) 入学料、授業料及び実習費等は適当な額であり、学生又は父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。

(8) 指定規則第3条第3項の届出(様式6)及び第5条の報告は、確実かつ遅滞なく行うこと。

なお、従来、指定規則第5条の報告は、看護師等養成所報告システムを利用して行ってきたが、同システムは、義肢装具士養成所から知事への報告する機能を有していないため、今後、国において改修(平成27年度中)を計画している。このため、平成27年度の指定規則第5条の報告は、各養成所において、同システムに入力したデータを出力することにより作成される書類の提出をもって行うこと。

(学生に関する事項)

第4条 学生に関する事項として次の事項を定める。

- (1) 学則に定められた学生の定員を守ること。
- (2) 入所資格の審査及び選考が適正に行われていること。
- (3) 学生の出席状況が確実に把握されており、出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。
- (4) 入所、進級、卒業、成績、出席状況等学生に関する記録が確実に保存されていること。
- (5) 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ずること。

(教員に関する事項)

第5条 教員に関する事項として次の事項を定める。

- (1) 実習には、必要に応じ、教員に加えて適当な数の実習指導員又は実習助手を配置すること。
- (2) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する者であること。

(授業に関する事項)

第6条 授業に関する事項として次の事項を定める。

- (1) 指定規則別表第1、別表第2及び別表第3に定める各教育分野は、別表1に掲げる事項を修得させることを目的とした内容とすること。
- (2) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

なお、時間数は実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

(3) 臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって計算すること。

(4) 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。

また、指定規則別表第1の備考2、別表第2の備考2及び別表第3の備考2に定める学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学又は義肢装具士法施行規則（昭和63年厚生省令第20号）第13条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に該当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に代えることができること。

(5) 合併授業又は合同授業を行わないこと。

（施設設備に関する事項）

第7条 施設設備に関する事項として次の事項を定める。

(1) 各学級の専用教室の広さは、学則に定める入所定員1人当たり1.65平方メートル以上であること。

(2) 実習室として次に掲げるものを有し、その広さは学則に定める入所定員1人当たり5平方メートル以上とし、かつ、適正に実習を行うことができる設備機能を有すること。

(ア) 義肢装具装着適合室

(イ) 義肢装具製作室

(ウ) 機械室

(3) 学生のためのロッカールーム又は更衣室を有すること。

(4) 教室及び実習室の広さは、内法で測定されたものであること。

(5) 教育上必要な機械器具、標本及び模型は、別表二を標準として整備すること。

(6) 教育上必要な専門図書は1000冊（ただし、義肢装具士法（昭和62年法律第61号。以下「法」という。）第14条第2号又は第3号の養成所にあつては、500冊）以上、学術雑誌（外国雑誌を含む。）は10種類以上を備えていること。

（臨床実習に関する事項）

第8条 臨床実習に関する事項として次の事項を定める。

(1) 臨床実習は、原則として昼間に行うこと。

(2) 実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、医師又は義肢装具士として5年以上の実務経験及び業績を有し、十分な指導能力を有する者であること。

- (3) 実習指導者の数は、学生2人当たり1人以上とすること。
- (4) 実習施設には、実習を行う上で必要な機械器具を備えていること。

(広告及び学生の募集行為に関する事項)

第9条 広告及び学生の募集行為に関する事項として次の事項を定める。

- (1) 広告については、申請書（設置計画書）が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中（設置計画）であることを明示すること。
- (2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 ただし、この要綱は平成27年3月31日以前に養成所の指定を受けた養成所にも適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

教育内容と教育目標

教育内容		単位数			教育目標
		法第十四条第一号	法第十四条第二号	法第十四条第三号	
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14			科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う内容とする。 生命倫理及び人の尊厳を幅広く理解できるようにする。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	13	10	10	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できるようにする。
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	8	6	6	健康、疾病及び障害について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力及び判断力を養う。
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	5	5	5	国民の保健医療福祉の推進のために、リハビリテーション医療及び福祉事業の中で義肢装具士が果たすべき役割及び福祉用具について学ぶ。
	義肢装具領域における工学	10	8		義肢装具に必要な工学的知識を習得し、義肢装具の研究開発に応用できる能力を養う。
	小計	36	29	21	
専門分野	基礎義肢装具学	19	19	10	義肢装具学の枠組みと理論を理解し、系統的な義肢装具の採型、製作及び適合を行うことができる基礎的能力を養う。
	応用義肢装具学	20	20	11	義肢装具の適応となる疾病及び障害について、採型、製作及び適合に必要な知識と技術を習得し、問題解決能力を養う。
	臨床実習	4	4	3	義肢装具士として基礎的な実践能力を身につけ、医療における義肢装具の重要性を理解し、かつ、患者への適切な対応について学習し、チーム医療の一員として責任と役割を自覚する。
	小計	43	43	24	
合計		93	72	45	

別表2 機械器具

品目	数量
解剖学教育用機材	一式
生理学教育用実験機材	一式
運動学教育用筋力測定機械	一式
整形外科教育用撮影機材	一式
平行棒	15人で1
階段昇降機	1
スプリント製作用機材	一式
図学・製図学教育用機材	一式
パーソナルコンピューター	4人で1
リハビリテーション工学教育用電機工作機材	一式
帯鋸盤	10人で1
プラスチックカッター	10人で1
ハンドドリル	4人で1
カービングマシン	4人で1
ボール盤	15人で1
ベルトサンダー	10人で1
グラインダー	10人で1
ドラムサンダー	10人で1
ジグソー	10人で1
ディスクサンダー	10人で1
電気オープン	10人で1
ヒートガン	4人で1
コンプレッサー	1
真空成形器	10人で1
真空ポンプ	2人で1
計測用機器・工具	2人で1
集塵機	一式
定盤	4人で1
作業台	4人で1
電動ミシン(平台)	5人で1
八方ミシン	1
アライメント治具	1
万力	1人で1
一般工具	各種
筋電義手用筋電位測定機器	一式
運動解析装置	1
義手及び各部品	各種
義足及び各部品	各種
装具及び各部品	各種
車椅子(手押し型、普通型、バギー型、スポーツ型、リクライニング型など)	5種以上
電動車椅子	1
座位保持装置	一式
整形靴各種(短靴、チャッカ靴、長靴など)	3種以上
松葉杖(木製、アルミ製など)	2種以上
歩行補助杖(T字杖、4点支持、ロフストランド杖など)	3種以上
歩行器	1

(注) 各機械器具は教育に支障がない限り、一学級相当分を揃え、これを学級間で共用することが

できる。

標本及び模型

品目	数量
組織標本	一式
人体解剖模型	一式
人体骨格模型	一式
関節種類模型	一式
筋模型	一式
血管系模型	一式
脊髓横断模型	一式
末梢神経系模型	一式

様式 1

番 号
年 月 日

神奈川県知事 様

設置者住所

設置者名

代表者名

義肢装具士養成所の設置計画書について

標記について、義肢装具士法第 14 条第 1 項に規定する義肢装具士養成所の設置を計画したので、関係書類を添えて設置計画書を提出いたします。

神奈川県知事 様

設置者住所

設置者名

代表者名

義肢装具士養成所の指定申請書について

標記について、義肢装具士学校養成所指定規則第 2 条第 1 項の規定に基づき、養成所の指定について、関係書類を添えて申請します。

- 1 設置趣意書
- 2 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
- 3 名称
- 4 位置
- 5 設置年月日
- 6 学則
- 7 長の氏名及び履歴
- 8 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- 9 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
- 10 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録
- 11 実習施設の名称、位置及び開設者の氏名（法人にあつては、名称）並びに当該施設における実習用設備の概要、実習を承諾する旨の当該施設の開設者の承諾書
- 12 収支予算及び向こう 2 年間の財政計画

様式1・2共通

義肢装具士養成所設置計画書・指定申請書

1 名称							4 連絡者			
2 位置							氏名			
3 設置者	法人名					役職名				
	所在地					TEL				
						FAX				
5 開設予定 (授業開始)	年 月 授業開始									
6 種類等	義肢装具士養成所			法第14条第 号 年課程			1 学年定員 名(昼・夜)			
7 教員	免許の種類等	氏名	年齢	担当 予定科目	免許 番号等	免許 取得 年月等	本人の 承諾書	所属長 の 承諾書	専任 兼任 の 別	
							有・無	有・無		
							有・無	有・無		
							有・無	有・無		
8 建物	土地面積	㎡			建物面積	㎡				
	室の名称	面積(㎡)	室の名称	面積(㎡)	室の名称	面積(㎡)				
9 臨床実習 施設	実習施設 の名称	所在地	病床数	実習 指導 者数	1 回 受入 人数	1 回 受入 時間数	年 間 受入 回数	年 間 受入 時間数		
10 整備に関 する経費	区分	整備方法				金額				
	土地	設置者所有・寄附・買収・その他				千円				
	建物	設置者所有・新築・買収・その他				千円				
	設備					千円				
	合計					千円				
11 資金計画	区 分					金 額				
	自己資金					千円				
	借入金					千円				
	その他(具体的に)					千円				
	合 計					千円				

(記入上の注意) 「8 建物」の各室の面積は内測有効面積を記入のこと。

「9 臨床実習施設」については、開設者の承諾を得たもののみ記入すること。

教員（専任・兼任）に関する調書

		養成所名			
氏名		現住所		性別	男・女
生年月日		年 月 日 (歳)		職 種	
免許登録番号		第 号		免許登録年 月 日	
所属施設名		所在地			
卒業学校・養成所名		年 月 卒		専攻	
		年 月 卒		専攻	
職 歴		年 月		年 月	
教 育 歴					
研究発表又は論文					
担当予定科目					
本人承諾書		有 ・ 無		所属長承諾書	
				有 ・ 無	

(記入上の注意)

- 1 専任・兼任のいずれかに○を付けること。
- 2 研究発表又は論文は、主なものを記入し、1枚にまとめること。

(添付書類)

免許証の写しを添付すること。

実習施設承諾書

当施設が、義肢装具士学校養成所指定規則に規定する臨床実習施設として、下記により臨床実習を
担当することについて承諾する。

年 月 日

実習施設名
施設所在地
開設者氏名

(養成所代表者) 様

記

実習受入1回当たりの受入人数 人
実習受入1回当たりの時間数 時間
年間受入回数 回

実習指導者氏名	免許取得年月	実務経験年数
	年 月	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月

当該施設における実習用設備

①専用実習室の数等

②保有する機械器具

(添付書類)

実習指導者の履歴書及び免許証の写しを添付すること。

実習施設に関する調書

実習施設名		
病床数 (又は入所定員)		
実習生受入状況 (年度)	養成所名	年間受入延人数 (実数)
		()
		()
		()
		()
		()

(記入上の注意)

「実習生受入状況」は、申請時の前年度の実績を記入すること。

添付書類

1 設置者に関する書類

(1) 設置者が法人である場合

ア 法人の寄附行為又は定款

イ 役員名簿

ウ 法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録の写

エ 法人が義肢装具士の養成について議決している場合は、その旨を記載した議事録

(2) 設置者が法人の設立を予定している場合

ア 認可官庁に提出した申請書

2 建物に関する書類

設計図（平面図の略図でよい）

3 整備に関する書類

(1) 土地 設置者所有の場合登記書抄本、寄附を受ける場合登記書抄本及び寄附申込書、買収又は賃借の場合見積書

(2) 建物 設置者所有の場合登記書抄本、新築、買収又は賃借の場合見積書

4 資金計画に関する書類

(1) 自己資金

金融機関による残高証明書等

(2) 借入金

ア 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類

イ 融資内諾書等があればその書類の写

(3) 寄附金等

ア 寄附申込書

イ 寄附をする者の財産を証明する書類

5 教育環境に関する書類

周辺の略図

様式3

番 号
年 月 日

神奈川県知事 様

設置者住所

設置者名

代表者名

義肢装具士養成所の学則（学生の定員の増加）の変更計画書について

標記について、義肢装具士法第14条第1項に規定する義肢装具士養成所の学則（学生の定員の増加）の変更を計画したので、関係書類を添えて計画書を提出します。

様式 4

番 号
年 月 日

神奈川県知事 様

設置者住所

設置者名

代表者名

義肢装具士養成所の学則（学生の定員の増加）の変更承認申請書について

標記について、義肢装具士学校養成所指定規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、学則（学生の定員の増加）の変更について、関係書類を添えて申請します。

- 1 趣意書
- 2 変更について法人の決定を確認できる書類（議事録の写し等）
- 3 学則の新旧対照表
- 4 新学則（案）全文
- 5 その他変更事項を確認できる書類
（省略）

※ 定員の増加に伴い、校舎各室の用途・面積の変更や実習施設の変更が生じる場合は、別途、承認の申請が必要です。

様式3・4共通 義肢装具士養成所 定員変更計画書・定員変更承認申請書

1 名称								4 連絡者							
2 所在地								氏名							
3 設置者	法人名							役職名							
	所在地							TEL							
								FAX							
5 変更時期	年 月 授業開始														
6 種類等	義肢装具士養成所				変更前員 定 員	変更後員 定 員	変 更 内 容								
	法第14条第 号 (昼・夜) 年課程						学級定員の増、その他 ()								
7 教 員	現在の 教員	免許の 種類等	氏 名	年 齢	担 予 科 目	免 許 番 号 等	免 許 取 得 年 月 等	/			専任 兼任 の別				
	新たに 採用す る教員	免許の 種類等	氏 名	年 齢	担 予 科 目	免 許 番 号 等	免 許 取 得 年 月 等	本人の 承諾書	所属長 の 承諾書	専任 兼任 の別					
								有・無	有・無						
								有・無	有・無						
								有・無	有・無						
8 建 物	土地面積					m ²	建物面積					m ²			
	室の名称	面積 (m ²)	室の名称	面積 (m ²)	室の名称	面積 (m ²)	室の名称	面積 (m ²)							
9 臨床実習 施設	既に承認を受けて いる実習施設数		実習指 導者数		/										
	新たな実習 施設の名称	所在地	病床数	実 習 指 導 者 数								1 回 受 入 人 数	1 回 受 入 時 間 数	年 間 受 入 回 数	年 間 受 入 時 間 数

(記入上の注意)

1 建物を増築する場合は、「8 建物」の欄に () 書きで別掲すること。

各室の面積は内測有効面積を記入のこと。

2 「9 臨床実習施設」については、開設者の承諾を得たもののみを記入すること。

添付書類

- 1 変更理由書
- 2 過去3年間の受験者数及び入学者数
- 3 専任教員を新たに採用する場合は、専任教員に関する調書（様式1の「教員（専任・兼任）に関する調書」に準ずる）及び承諾書（様式1の「承諾書」）
- 4 臨床実習施設を新たに追加する場合は、実習施設承諾書（様式1の「実習施設承諾書」）及び実習施設に関する調書（様式1の「実習施設に関する調書」）
- 5 法人認可官庁に提出した過去3年間の収支決算書及び財産目録の写

様式5

番 号
年 月 日

神奈川県知事 様

設置者住所
設置者名
代表者名

義肢装具士養成所の〇〇の変更承認申請書

標記について、義肢装具士学校養成所指定規則第3条第1項の規定に基づき〇〇の変更について、関係書類を添えて申請します。

記

1 指定施設名

2 変更事項

(1) 学則の変更

ア 修業年限	変更前	→	変更後
イ 教育課程	変更前	→	変更後
ウ 入所定員	変更前	→	変更後

(注：定員の増加は計画書の提出が必要です。)

(2) 校舎の各室の用途及び面積の変更

変更前	→	変更後
-----	---	-----

(3) 臨床実習施設の変更

変更前	→	変更後
-----	---	-----

3 変更年月日 年 月 日

4 適用年月日 年 月 日

5 添付書類

(1) 変更理由書

(2) 変更について法人の決定を確認できる書類（議事録の写し等）

(3) その他変更事項を確認できる書類

(省略)

神奈川県知事 様

設置者住所
設置者名
代表者名

義肢装具士養成所の〇〇の変更届出書

標記について、義肢装具士学校養成所指定規則第 3 条第 3 項の規定に基づき、〇〇の変更について、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 指定施設名

2 変更事項

(1) 設置者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

変更前 → 変更後

(2) 名称

変更前 → 変更後

(3) 位置

変更前 → 変更後

（注：養成所の移転は承認の申請が必要です。）

(4) 学則

変更前 → 変更後

（注：修業年限、教育課程及び入所定員に関する事項は承認の申請が必要です。）

3 変更年月日 年 月 日

4 適用年月日 年 月 日

5 添付書類

(1) 変更理由書

(2) 変更について法人の決定を確認できる書類（議事録の写し等）

(3) 新旧対照表

(4) 新学則（案）全文

(5) その他変更事項を確認できる書類

学則新旧対照表

指定施設名	
新	旧

(作成上の注意)

学則の変更の場合は、変更部分条項のみを記入し、変更部分については下線を附すこと。

校舎各室の用途及び面積新旧対照表

指定施設名

階別	室名	基準面積	新面積	旧面積	備考
階		m ²	m ²	m ²	

(作成上の注意)

各室の面積は内測有効面積を記入のこと。

臨床実習施設の新旧対照表

指定施設名	
新施設	旧施設
計	計

(作成上の注意)

新・旧全実習施設名及び施設数合計を記入し、変更部分については下線を附すこと。